

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員等データ

区分	技能労務職				民間同業種		
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
日置市	65人	49.5歳	291,332円	305,222円	—	—	—
調理員	22人	53.2歳	297,950円	305,364円	調理士	45.9歳	219,900円
学校主事(労務)	12人	47.9歳	298,050円	324,658円	用務員	53.9歳	227,200円
介護職員	17人	48.3歳	267,812円	272,994円	—	—	—
その他	14人	46.5歳	303,736円	327,471円	—	—	—

※「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

※「その他」の区分は、司書補、運転手、水道工務員、施設管理人である。

※民間データは、総務省において公表されているデータを使用している。

(賃金構造基本統計調査：平成16年～平成18年の3カ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

区分	24歳未満	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
	日置市	1人	1人	2人	2人	2人	4人	5人	17人	8人	23人
調理員	—	—	—	—	1人	—	—	7人	4人	10人	—
学校主事(労務)	—	—	—	—	—	3人	2人	5人	1人	1人	—
介護職員	1人	1人	1人	1人	—	—	1人	3人	2人	7人	—
その他	—	—	1人	1人	1人	1人	2人	2人	1人	5人	—

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

技能・労務職給料表（国家公務員の行政職俸給表（二）に同じ。）を適用

イ 手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、休日給、期末手当、勤勉手当をそれぞれ該当者に支給する。

また、技能労務職員関係特殊勤務手当の内容は以下のとおりとなっている。

手当名称	支給要件	支給単位
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	行旅病人、行旅死亡人の取扱いに従事したとき	行旅病人、取扱い 1人につき 500円 行旅死亡人、取扱い 1人につき 1,000円
死体処理手当	職員が死体の納棺、変死体の処理等の作業に従事したとき	1件 500円

ウ 昇給基準

毎年1月1日に、前1年間における勤務成績に応じて、4号給（55歳を超える場合は2号給）を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職員については、平成17年5月の合併以降、新規の採用は行っていない。今後の取扱いとしては、基本的に退職者不補充とする。

給与面については、国家公務員の俸給表（行政職俸給表（二））に準拠しており、今後も同様とする。

3 具体的な取組内容

平成17年度において特殊勤務手当の見直しに取り組んだ。このうち、技能労務職に係るものとして、18年4月から特別養護老人ホームに係る生活指導員手当、調理業務従事手当、寮母及び介助員手当、特養施設職員等手当及び清掃手当を廃止した。

4 その他

技能労務職員の定員管理については、基本的に退職不補充とし職員の削減に取り組む。今後は、現在従事している業務の形態に合わせ、民間移譲、業務委託、指定管理者制度の導入又は職員の嘱託員化等を推進し、技能労務職員の抑制を図っていく。